

ニュージーランドにおける効果的家族参画実践

- 児童虐待領域におけるファミリーグループ・カンファレンス -

林 浩 康

Marie Connolly with Margaret McKenzie (1999) ,Effective Participatory Practice (効果的参画実践) ,Aldine de Gruyterの第 2 章P17-34を翻訳。ここではニュージーランドのファミリーグループ・カンファレンス (以下 FGC とする) 導入意図やその具体的内容について論じられている。先の「紹介」の参考になると思われるので、ここに記載することにした。

目 次

1. 実践面での法律の機能
2. ファミリーグループ・カンファレンス(FGC)
3. ファミリーグループ・カンファレンス(FGC)の実際

翻 訳

以下ではニュージーランドの FGC を検証し、意思決定での専門家と家族とのパートナーシップに関する理論が、児童保護実践に組み込まれた過程について論じる。ニュージーランドの法制度の展開を見る際に、国家と家族の意思決定バランスの困難さについて考えよう。とくに以下の内容について論じる。

- ・ FGC の歴史

・ 家族による意思決定の実践的応用

・ 家族の児童保護へのかかわりにおける課題

ニュージーランドは1989年に子どものケアと保護に関する法律をラディカルに改正した。1989年児童・家族法は子どもと家族へのソーシャルワークに革命を起こした。そして未来へ向け新たな実践を確立した。この実践の方向性は、家族とソーシャルワーカーの相互作用だけでなく、ケアと保護の現場にいる専門家が家族を認識する方法や、子どもの安全策を見出すための家族のかかわりのあり方も変化させた。

ニュージーランドは児童・家族法が制定された1989年以前、子どもの家庭外ケアに大きく依存した実践を展開していた。その当時の法律である1974年児童法に基づき、子どもが危機状況にある家族にソーシャルワーカーと警察が法律上の権限をもって介入していた。そうした介入により、子どもが里親、グループホーム、施設といった所で国家により保護されることが一般的であった。その当時実践が拠り所としていた法律や理念は、ほとんど全て子ども中心 (child-centered) 主義であった。常に子どものニーズが第一に考えられ、家族は子どものニーズを充足する最適な単位であると信じられていた。子どもが成長、発達できる環境を提供する責任が家族にはあった。本来の家族がその責任を果たせないことが明らかになったとき、専門家が子どもをフォスターケアに措置していた。頻繁に元の家族

キーワード：ファミリーグループ・カンファレンス、マオリ族、伝統的意思決定

と接触することはなかったし、措置以前に子どもはどんな里親かを知りこともなかった。

実践が子ども指向であると言われたが、これは一般的には子どもの当座のニーズに関してである。子どものパーマネンシー、安定、アイデンティティのニーズといった長期的ニーズの優先順位は低かった。こうしたことが子どもを長期間フォスターケアにとどめることになった。いくつかの養育施策が存在し、子どもが自立するまで同じ所で養育されることはなかった。子どもたちは措置の失敗にさらされていた。子どもは最終的に里親措置が困難であると判断されると、里親からグループホームや施設に措置変更されるので、必然的に子どもの自己存続意識が危機にさらされていた。家庭外ケアは常に費用面で高くつくので、かなりの財源がこれに投じられた。子どもの従来家族や親族との関係の維持のためには、ほとんど財源が使われなかったといえる。

1980年代、ケア実践が多くの子どもの発達に与える否定的な影響への不満がかなり顕在化した。ニュージーランドの先住民族(マオリ)の子どもたちは、頻繁に親族以外に措置され、多くのマオリの人々は文化喪失の影響を実感していた。マオリの子どもたちをケアするための養育枠組みにマオリの親族構造を活用したマテウア・ワンガイ(matua Whagai)(文字通り解釈すると養育する(whangai)親(matua)=養子縁組・訳者)がケアシステムに導入された。親族ネットワーク内での子どもの養育が非常に強調され、マオリにとってこれは拡大家族と部族の連携を意味した。

同時にソーシャルワーカーと他の援助専門職はパーマネンシーと、子どもの安定へのニーズを明確化しようとした。実際には元の家族との関係の終結による養子縁組や、法的に認められた長期フォスターケアによりパーマネンシーを保障しようとした。しかしこうした

考え方はすでに社会的にケアされている子どもに影響を与えたものの、新たに措置される子どもにはほとんど影響を与えなかった。かなりの子どもが家庭外でケアされ、その時々で優先されるケアの選択肢で養育されていた。

1986年に議論の末、福祉問題とマオリの人々のニーズに関する最も意義のある報告書であるPuao-te-ata-tu (Daybreak)が取り入れられた。これは1986年社会福祉局のマオリ行政諮問委員会による報告書である。報告書はマオリの子どもと家族の特別なニーズに関して多くのことを勧告した。最終的に報告書は革新的な方法で、ニュージーランドの保護サービスに影響を与えた。報告書は子どもを家族のネットワークに留めることや、意思決定への家族やコミュニティの参画を強調した。この報告書の影響を受けた実践者は、意思決定過程に家族がかかわる方法を探究し始めた。以下の事例が当時の実践の発展的側面を表現している。

9歳のスーザンが、義父により身体を傷付けられたことについて学校から福祉機関に報告された。本児については以前保護サービスに報告されていなかったが、学校はスーザンが家庭で虐待を受けているのではないかという疑いをもっていた。このときその傷は相当深く、腕を骨折していた。スーザンはマオリの母親、白人の義父、2歳年下のきょうだいと暮らしていた。状況の最初のアセスメントにより、スーザンは一時的に地方に住む母方のおばの元で生活することになった。

さらに調査の後、スーザンは政府機関のケアと保護を受ける必要があり、母親も娘の家庭での安全について心配していることが明らかになった。スーザンと義父の関係はよくなかった。そしてここ数ヶ月とくに悪化していた。ソーシャルワーカーは家族へのかかわりの必要性を感じ、スーザンの拡大家族やより広範囲の親族集団のメンバーを調査した。スーザンの母方の家族はマオリであった。部族の

住む地域からは遠く離れていたが、ニュージーランド北部に住む拡大家族とは強い絆を維持していた。母親の3人の姉妹とその家族は地方に住んでいた。スーザンの実父は白人で地方に住んでいた。

ソーシャルワーカーは家族ミーティングを準備し、子どもの保護について話し合うために家族を招待した。メンバーが住んでいる場所の中間に位置する場所で会うことになった。ソーシャルワーカーは白人だったので、会議に文化面でのコンサルタントを招待した。コンサルタントは同じ部族のマオリの男性で母方の家族である。彼は文化的儀礼を尊重するようソーシャルワーカーとともにかかわった。

その会議はまずマオリ語と英語によることばで歓迎の辞が述べられた。母親は3人の姉妹と全て白人である彼女らの夫とともにやって来た。スーザンの実父も出席した。ソーシャルワーカーはミーティングに呼んだ理由、調査の過程とその結果について説明した。それらは最低限のものであったが、親族は質問するよう促された。親族はためらっていたので、ソーシャルワーカーは戸惑いを明らかにした。この点で文化面でのコンサルタントと相談し、彼とソーシャルワーカーは親族が直面している問題を整理したり、私的な会話を引き出すよう援助した。姉妹の一人が「あなたたちはここを離れるべきだ。ここにあなた方はいてほしくない。」と叫んだ。そしてコンサルタントとソーシャルワーカーはそこを離れ、親族たちは私的な議論を行った。このことは家族が私的に、問題解決の方法を議論する機会をもつべきであることを意味している。しかしながらソーシャルワーカーにとってこうした過程を引き出すことは、馴染みがなかった。コンサルタントはマオリ社会で親族が集まって問題を解決することを説明した。時間が過ぎ、ソーシャルワーカーは親族が質問するために呼び出され、また追い返された。最終的に親族は2人のワーカーを呼び寄せ、その後

家族だけで話し合った。スーザンはおじとおばのもとで生活し、おばが後見人になるよう法的手続きを行い、支援とそれへのアクセス方法について取り決めがなされた。その決定には母親とその姉妹への物理的支援と精神的支援も含まれ、親族はワーカーと利用可能なサービスについて交渉した。計画は記述され、ワーカーは決定内容と計画内容のコピーを親族全員に渡すことに同意した。コンサルタントはマオリ語と英語とで会議を締めくくった。そして全員でお茶を飲んで終了した。

この事例は現実的ではないかもしれないが、親族の意思決定の原則やミーティングへの参画過程が、その後のモデルとして採用されたFGCに酷似している。国内のソーシャルワーカーは児童保護への単一的文化アプローチに不満を感じていた。しかしこれまでのアプローチは子どもを親族内でみる視点を失っていた。その後家族とのパートナーシップや、より広範囲な親族のストレングス利用の可能性を発展させる方法を探究し始めた。実践の知恵は急速に広まった。同時に子どもを親族ネットワークから引き離す施設入所や、ケア実践にも関心が寄せられた。福祉機関によるスーパービジョンのもとで子どもが死亡したこともあって、ますますとそうしたあり方は批判的検討的となった。そのようなスキャンダルはしばしば福祉改革を促進させた。そしてその死亡ケースも例外ではなかった。死亡については広く報道され、その後拡大家族へのかかわりに関心を示さなかった専門家の問題が非常に批判的に報告された。子どものネットワーク内の拡大家族や、その他の人々が重要な保護を子どもに提供する可能性があったと考えられたのである。それらを無視することは、利用可能な安全な選択肢を減らすということであった。したがって実践変革への気運、文化的圧力、保護やスーパービジョンの悲劇が一緒になって政策や法律立案者に意味ある影響を与えた。新しい児童・家族法は1989年に

導入された。法のタイトルに「家族」ということばが含まれていることで、その意図が示されている。すなわち子どものケアや保護の法律に、家族の重要性を中核に位置付けているのである。それはこの領域だけで形成された参画実践であるが、ニュージーランドのソーシャルワーカーは心底、新たな思考や行動様式を取り入れようとした。自然とスキャンダルも起こらなくなった。

ニュージーランド政府が大規模の財政削減の局面にあったとき、社会福祉局は新たな法律実施に向け、大きな財源を確保した。準備期間は6ヶ月という決して長い期間ではなかった。その間に新たな法律実施に向けたパラダイム転換について議論された。地域にアドバイス・チームを設置し、ソーシャルワーカーや他の専門家の訓練に関する多量な業務が各地域に委ねられた。とくに法律の見解、文化との関連性、家族、拡大家族、親族ネットワークの文化ストレングスの重要性に関しての説明に関心が寄せられた。家族のかかわりと家族の責任が強調され、子どものケアに関して国家から家族へとその強調が転換した。この転換に誰もいい思いを持たなかった。家族は多くの場合問題の原因であるので、家族に意思決定を委ねる考え方に疑問をもつ者もいた。しかしながらソーシャルワーカーは意思決定でのパートナーシップ、とくに拡大家族という資源を活用するという潜在的可能性に共鳴し、急速に新たな変革に関与するようになった。

1. 実践面での法律の機能

これまでの議論にもかかわらず、ニュージーランドは児童・家族法に通告規定が存在しない。しかしながら法律には、危険な状況にある子どもを当局に誰もが報告することの意義については規定されている。そこではケアと保護が必要な子どもの状態を、一般的な言い

方ではあるが明らかにしている。たとえばセクション14は次のように述べている。

- (a) 子どもが身体的、情緒的、性的に害を与えられるか、不適切に扱われるか、虐待されているか、不当に搾取されているかのいずれかにある、あるいはそれが疑われる状態。
- (b) 子どもの発達、あるいは身体的、精神的、情緒的状态が損なわれ、あるいはそのまま放置され、その損傷や放置が深刻で回避可能である、あるいはそう疑われる状態。

ソーシャルワーカーや警察に報告がなされると、子どもの状況が調査される。こうした場合、標準化された調査手続きがとられるのが一般的である。しかしながらそれまでの実践に加え、ケアと保護に関する委員会 (Care and Protection Resource Panel) (訳者注：調査過程ではこの委員会の助言を得るよう、児童・家族法は規定している。委員会は子どものケアや保護に関する専門知識と経験を有した保健、医療、教育、法律の専門家、地域やマオリの代表者から構成されている。委員会はアドバイス機能のみを有し、ソーシャルワーカーやコーディネーターが提示するケースについて報告を受ける。委員会は児童保護機関の各ケースの調査・アセスメント、計画作成後や介入後などの過程の区切りごとにワーカーや、FGC 送致後のケースについてはコーディネーターからケース内容について諮問を求められる。)への相談が公式手続きとして法律に規定された。この委員は子どものケアに関してワーカーにアドバイスを提供する諮問委員である。委員は国内の児童福祉機関に配置されており、児童保護に関する調査過程で委員に諮ることが規定された。

委員には子どものケアと保護に関係のある職業や組織に携わる人から任命される。専門的知識を有した人だけでなく、文化や地域に

関する知識や経験を有した人々からも任命される。相談機能だけでなく、委員会は子どもや家族へのサービス調整を促進するよう規定されている（児童・家族法セクション429）。行政上の権限はないが、委員会はさらにモニタリング・システムにも影響を与えている。これに加えて一般市民を含むことにより、委員会は地域へのかかわりと、危機的状況にある子どもの安全ネットワークの拡大を強化している。調査結果は次の3段階に分けられる。

1. 調査が子どもの安全には関係なく、さらなる行動が必要でないことを示す
2. 調査がケアと保護を必要とし、コーディネーター（Care and Protection Coordinator）にケースが送致される必要があることを示す
3. 子どもは危機的状況にあり、子どもの安全確保のために即座の安全対策が必要であり、コーディネーターに送致される必要がある。

法律に位置付けられた経験豊富なコーディネーターの主要な職務は、法律に規定されており、とくに FGC の召集にかかわっている。

2. ファミリーグループ・カンファレンス（FGC）

FGC は伝統的なマオリの意思決定実践に基づいた法律に規定された過程である。問題解決の場として、FGC は子どもに関しての懸念事項を聴き合い、意思決定過程に貢献できる機会を家族に提供している。

コーディネーターに送致された後コーディネーターは子どもの親族と接触し、FGC に招待する人を決定する。家族内の問題解決能力の構築が明確に強調されている。ある意味で「多くの人がかかわれば、いい仕事ができる」といえ、このことに留意してより多くの

家族が FGC に出席するよう、家族を勇気付けることになる。もし拡大家族が子どもと遠く離れて暮らしていれば、出席できるよう援助がなされる。法律では FGC に出席資格がある人を特定している。もし子どもの出席が子どもの最善の利益を損ねる、あるいは幼すぎると判断される場合以外は子どもも出席資格がある。親と後見人も出席資格がある。家族あるいは家族集団（Family Group）は広く定義されているので、子どもが生物学上、法律上関係のある人や、子どもにとって重要な心理的關係のある人も出席資格がある。もし子どもがすでに長期間里親の元で生活しているのなら、子どもと関係のある里親も出席資格がある。他にはコーディネーター、送致してきたソーシャルワーカー、裁判所の代理人（もし出席が適当なら）、弁護士あるいは一般のアドボケーター、家族が出席を望むあらゆる人々の出席も考えられる。最大限の親族の出席、最小限の専門家の出席ということが強調されている。出席者は法律に規定されているので、個人や家族、その他の者が出席者を制限できない。コーディネーターだけが出席資格のある者の出席を制限できる。この点でコーディネーターは子どもの利益を損ねたり、あるいは他の理由から出席が望ましくないと判断すれば、資格者を排除できるという強大な権限をもっている。しかしながらこの拒否権の行使は、十分考慮されたときのみ活用されている。もしある人が出席を拒否されれば、コーディネーターはその理由を明らかにし、FGC でこのことについて話さなければならない。

必然的に家族との接触過程には時間を要するので、FGC に向け調整がなされている間、子どもは安全な場所に保護されることが必要である。もし子どもの家庭が安全でないならば、一時的ケアとして親族が考えられる。これが不可能であったり、親族への措置が失敗に終われば、子どもの知り合いが考えられる。

子どものネットワーク外への措置は最終的手段であり、またネットワーク外に措置されても、できるだけ早い時期に家族に戻されることが優先して考えられている。

FGCは3つの過程に分かれている。すなわち情報共有 (Information Sharing)、私的討議 (Private Deliberation)、合意 (Agreement) の達成である。

FGCは特定の家族集団のニーズや状況に応じ、文化的に適切な方法で歓迎され開始される。FGCの目的や法律に基づく参画の視点についてコーディネーターが説明した後、FGCは情報共有の段階にはいる。法律では家族集団に関連情報を提供する責任をコーディネーターに課している。情報には子どもの気付きや点や、調査過程とその結果に関連した情報が含まれている。情報はときにはソーシャルワーカーやFGCに送致した人により提供される。また教師、医療関係職員、家族にかかわっていた他の専門家によっても提供される。情報提供はFGCの成功に大きく影響する。情報を抑制すれば、望ましくない措置がなされる。したがってFGCでは人々が情報を十分に提供しよう努めなければならない。ある専門家はクライアントの秘密を暴露することになると考え、情報提供を躊躇しようとすることもある。こうした葛藤はFGC以前に解決される必要がある。議論や論争的となる情報や人を傷付ける可能性のある情報は、FGCに衝突を生み出す要因になるので、コーディネーターはそれらに事前に対応する必要がある。情報提供の段階では、家族が質問をする機会を提供する。これもコーディネーターがかかわって行われる。

情報が理解されたことが明らかになると、FGCは第二段階である家族による私的討議(家族だけの討議)に移行する。専門家は出席を控え、家族が子どものケアや保護について考える。この討議に基づき家族は意思決定を図り、子どもの将来について計画を作成す

る。私的討議の原則は法律で強調されている。専門家は家族の要請がない限り、私的討議に出席する資格はないと簡潔に規定されている(児童・家族法セクション22(2))。家族の話し合う機会の保障という法律の意図は明確である。しかしながら家族は自分たちで問題を解決できる能力が不十分であるという専門家の見方に慣れ、ワーカーが留まることをまず要望する。こうした状況については専門家の退席後、コーディネーターは家族が討議に懸命に取り組むよう、うまく調整する必要がある。実践経験からFGC過程で私的討議が、重要な局面であるということは明らかである。専門家はその場にはいない方が、家族間の相互交流の機会がより強化される。またこの段階での決定事項や計画の作成により、家族は決定に対し責任感を育み、結果に対しより積極的にかかわることになる。

FGCの最終段階は合意である。この段階では意思決定におけるパートナーシップ概念が強化される。コーディネーターは家族と先に言及した専門家に対し、決定内容について合意を得なければならない。しばしば決定内容の詳細が、とくに財源を要する場合に交渉で決められる。決定内容が現実的で、法律の理念と一貫している限り法律では、当局が必要なサービスと財源の提供により、実行できるようにすることが規定されている。

法施行後12ヶ月間でFGCが合意に至らなかったのは、わずかであるということは興味深い。ほとんどの場合家族と専門家の間で議論されるというより、家族間で議論されている。社会福祉局が制度上の権限を用い、家族の決定に同意しなかったのはほんの僅かである。FGCが合意に達しなかったとき、当局が法律に基づき適当だと思われる必要な措置がとられる。こうしたことは家庭裁判所に送致される前に、情報として提示される。

児童保護に関する意思決定は複雑であり、家族関係は単純ではないので、FGCには時

間を要する。しばしばFGCは3時間以上に及ぶ。FGCが長引いたなら、法に基づいて延期し後に再召集できる。しかしながらこうしたことはめったに起こらない。多くはその日のFGCで完了する。

FGC過程は拡大家族がかかわる共同の意思決定を尊重した先住民族の実践に基づいているので、多くのマオリの家族に適応している。しかしながら法律は文化集団ごとには適用されないため、すべての子どもがアセスメントの結果FGCに送致される。実践経験からもマオリの人々はFGC過程に馴染むことがわかっているが、他の文化でも家族は子どもに関する意思決定にかかわる機会をもつことを望んでいる。児童・家族法の導入以前は、保護サービスにやってくるまで、その親族たちは必ずしも互いに接触しなかった。今では親族がアドバイスするだけでなく、親族はこの種の家族でのほかりごとにかかわる法的責任をもっている。以前より親族間の絆が強化され、子どもが安全網の中で生活できる可能性が広まった。一般的に、あらゆる文化集団の人々にとってFGCは好評である。

3. ファミリーグループ・カンファレンス(FGC)の実際

FGCがどのように行われ、FGCの成否に影響を与える要素を明らかにする試みの一環として、以下の4つの事例を検証することにする。2つの事例は合意に達し、2つは達しなかった。各事例の特定場面を検討することにより、FGC過程の長所とその限界を論じることとする。

事例1：ジェニングスの家族

ジェニングスの家族は2歳から12歳までの6人の子どもがいる。家族は以下のような慢性的ネグレクトで通告される。子どもたちは

栄養が不足し、服は汚れ、授業や遊びを妨害するといった状況を学校は心配していた。学童期の子どもたちは、地域の店や学校の他生徒の食料を盗むという噂もあった。子どもたちが、学校近くのファーストフード店のゴミ箱をあさっているのが発見された。子どもたちはますます孤立化し、クラスでは寂しく、困っているようであった。家族は経済的に困窮していた。ジェニングズの父親は工場に勤務し、母親は知的に問題があった。多様な社会福祉サービスの提供にもかかわらず、子どもの状況は改善されなかった。子どもたちは児童保護機関に登録され、ネグレクト問題に対処するための計画が作成されるとき、両親や専門家が出席した多くのケースカンファレンスが開催された。しかしながら多くの場合計画は実行されず、状況も改善しなかった。

コーディネーターによる家族に関する最初の調査では、地方にいるジェニングズの多くの拡大家族に関する情報が得られた。拡大家族には母方のおば、2人の父方のおばと祖父母が含まれていた。拡大家族は誰もそれまでのケースカンファレンスにはかかわっていなかった。

FGCでの情報共有段階では、拡大家族は子どもの状況を聞いてショックを受けると同時に驚いた。子どもはFGCに出席していなかった。ワーカーは学校での子どもの行動を詳細に描写した。FGCが家族討議の段階に移行したとき、コーディネーターは家族がたいへんな状況にあるので、この間に急いで解決策を見出そうと焦らないことが、大切であることを家族に再確認した。しかしながら面白いことに、おばの1人が状況はかなり進んでいるので、当座の援助を提供するために何らかの決定が必要であることに気付いた。FGCの決定には拡大家族が提供するかなりの支援が含まれ、計画には多様な社会的支援、子どものケア、経済的援助が含まれていた。さらに福祉機関による経済的援助と、ソーシャ

ルワーカーによるスーパービジョンの提供について合意された。その後のレビューで家庭状況のかなりの改善がみられた。

事例 2：ウィリアムズの家族

12歳のジャニス・ウィリアムズは父親から性的虐待を受けていると通告される。ジャニスは3人の子どもの1人である。以下のような虐待が明らかになり、父親は家庭から出ること同意した。しかしながら彼は帰宅したかった。そしてジャニスは父親が戻ってくるのではないかという恐怖感と懸念を表した。母親は家庭内のことや子どものケアに関して、父親を非常に頼りにしていた。父親は家庭内のことに積極的にかかわっていた。父親が家を出てから、母親は家のことに対処することが非常に困難であることがわかった。彼女は最も単純なことにも悪戦苦闘し、ますます落ち込むようになった。父親がいないことを寂しく思い、ジャニスの支えはあったが、元の生活に戻りたかった。

コーディネーターはウィリアムズ家がかなり大きな親族ネットワークをもっていることを知った。母親には地方に住む兄が1人おり、母方の他の親族は遠く離れて暮らしていた。父親には容易に車で行ける範囲内に2人の姉妹がいた。祖父母は双方ともいなかった。

母方の親族は1人を除き全て FGC に出席した。出席できなかったおじは、コーディネーターに促され、自分の意見を記した手紙を FGC のために書いた。父親の姉妹は双方とも出席した。親族に加え、長年付き合いのある家族のように親しい多くの友人が家族の要請で出席した。コーディネーターはジャニスの父親に出会うのではないかという恐怖と困惑を察し、権限を利用して FGC から父親を排除した。法規定に基づき、父親の意見は記録され、FGC での情報共有の段階で家族に提示された。

FGC 以前、親族には互いのつながりがほとんどなかったが、FGC は失われた絆を取り戻す機会ともなった。FGC では家族は互いに支えあい、再会することを決めていた。定期的に公式な訪問がなされ、子どもへのケアも提供された。続いて親族によっても訪問がなされた。親族は父親が帰宅したいことを認識していたが、ジャニスの精神的安定の重要性についても詳細に話し合った。最終的に家族は裁判所の命令による父親の拘束が、ジャニスにとって必要であると決定した。父方のおばは父親に決定内容に適応した支援を提供することを承諾した。家族への経済的支援も他の支援やスーパービジョンとともに提供された。

事例 3：ブラウニングの家族

ブラウニング家には6歳から14歳までの3人の娘がいた。親族は児童保護機関に父親が3人の娘全てを性的に虐待していることを通告した。夫婦はその特別居しており、母親は虐待を知っていたことを認めた。かつて現在の娘たちと、以前結婚していた時の多くの他の娘たちが連絡を取り合い、父親を性的虐待で訴えた。しかしながら裁判所にその訴えが届かなかった。ブラウニング夫妻は長年にわたり結婚生活に問題を抱えていた。そして離婚調停にまで発展していた。母親はときに父親をかばい、またときに父親に対し性的虐待の証拠を突き付けたりしているうちに数年が過ぎた。父親は精神的問題があると診断された。家族に対し暴力を振るったり、ワーカーを脅かしたりしていた。父親は性的虐待については否定した。母親もときにこの否定を支持した。

FGC の準備段階で、ブラウニング家には多くの親族がいることがわかった。母方には3人のおじと2人のおば、父方には2人のおばがいた。双方の祖父母は亡くなっていた。

コーディネーターは親族と接触し、FGCに出席することを強く勧めた。熱心な誘いにもかかわらず、ほとんどの親族は出席を拒否した。出席するつもりであったおじも、親族から子どもを性的に虐待していると告発され、出席を取りやめた。多くの親族はブラウニング家に希望を見出せず、改善の可能性がない問題が何年も続いていると言った。最終的にブラウニング夫妻、子ども、家族の友人が出席し、2回のFGCが開催されたが合意に至らず、家庭裁判所に送致された。夫婦は和解したが、父親の暴力が継続していたので、子どもたちはフォスターケアに措置された。

事例4：ゴフ家

ゴフ家には2歳、4歳、6ヶ月の3人の子どもがいた。夫婦は別居していた。別居前に家族関係は不安定で家庭内暴力があった。子どもたちは父親に激しい身体的虐待を受けていた。別居後、知的障害があった母親は複数の男性と関係をもっていた。彼女と一緒に泊まった男性も知的障害や、精神的問題を抱えており、子どもたちを虐待していた。現在の母親の男友達から身体的、性的に虐待を受けたと子どもが訴えたが、母親はその虐待を否定し、児童保護機関のワーカーの懸念も理解できないようであった。子どもは全て情緒的、行動上問題を示していた。

ゴフ夫妻には多少の親族がいた。祖父母世代では唯一母方の祖母が生存していたが、娘とは疎遠になっていた。これは長年にわたる家族の確執の結果であった。母親は自分に対しては敵対心をもっていた親族から孤立化していた。コーディネーターは母方のおじに接触した。そのおじはFGCへの出席に同意した。2人目の母方のおじは海外に住んでおり、連絡が取れなかった。唯一父方の親族で連絡可能であったおばは、父親の暴力的行動のために出席を拒んだ。

結果的に父親、母親、母親の兄弟がFGCに出席した。別居していた両親の間にはかなりの敵対心があり、一緒に長い間一つの部屋に居ることを互いに嫌った。その敵対心のためにFGCは無駄な交渉に終わった。2回のFGCが開催されたが、合意には至らなかった。ケースは家庭裁判所に送致された。

これまで事例を提示してきたが、これらはFGCの成否に影響を与える要素を明らかにしている。当然多くの親族を活用できるFGCは成功する確率が高い。明らかに拡大家族の協力と関心は、FGCを成功に導く重要な要素であり、親族による支援と意思決定へのそのかわりがFGCを左右する。ジェニングズとウイリアムズの事例の場合、結果的に親族が協力し合い、支援を提供し、親族ネットワークを強化することにつながった。決定は子どものニーズだけでなく、家族のニーズも考慮した。両親も子どもに関する計画と意思決定に協力しようとしていた。

ブラウニングとゴフ家の事例は、結果に否定的な影響を与えている類似点が明らかである。双方ともFGCに出席する意志のある、あるいは出席できる親族が少ないことである。したがってFGCでは親族による支援や、問題解決への取り組みが不足した。どちらのケースにおいても子どもへの虐待は否定され、主要な家族員が知的障害や精神疾患を患っていた。双方の家族とも長年福祉的介入がなされ、FGCに参加した人たちはその過程に積極的にかかわらなかった。

ニュージーランドのFGCに関する法規定には、ソーシャルワーカーや親族にとって多くの課題のあることがわかった。要するにニュージーランドでは法的枠組みのなかで参画実践を尊重してきた。そして実践では子どもに関する意思決定過程で、積極的な親族のかかわりに向け、重要な第一段階を提供することになる。8年間の実践のなかで、親族が積極的

にかかわる機会を利用できるということと、
そのようなかかわりがよい結果を導くことが
明らかとなった。実践経験のなかでも親族や
専門家がパートナーシップを形成でき、共有
した子どもの保護責任が危機にある子どもの
安全網を拡大する効果を発揮することが明ら
かとなった。しかしながらそれは最初の段階
であり、参画視点には多くの課題がある。
FGCはまだ発展過程であり、児童保護での
パワーの共有の複雑さに対応する戦略の展開
が重要である。これまで福祉サービス供給者
は新たなサービスづくりに奮闘してきたので、
確かに家族の意思決定概念はニュージーラン
ドだけでなく、世界規模で関心を集めてきた。
文化に敏感なサービスの展開もまた現在の児
童保護実践で重要となってきた。実践が発展
し、文化的レンズを通して実践が認識され
ると、いかに伝統的、文化的実践が先住民族
の特定のニーズに対応するために活用できるか
を考えることとなる。